

○スポーツ基本法（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○江別市スポーツ推進審議会条例

昭和46年12月22日条例第24号

改正

平成23年9月22日条例第13号

江別市スポーツ推進審議会条例

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、江別市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査、審議し及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- （1） 法第10条第1項の規定による江別市スポーツ推進計画に関すること。
- （2） スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- （3） スポーツ指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- （4） スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- （5） スポーツ団体の育成に関すること。
- （6） スポーツ事故の防止に関すること。
- （7） スポーツ技術水準の向上に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者 9名以内
- （2） 関係行政機関の職員 2名以内

（臨時委員）

第4条 審議会に特別な事項を調査、審議するために必要あるときは、その都度臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員に関し必要な事項は、別にこれを定める。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第7条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず昭和48年3月31日までとする。

附 則 (平成23年9月22日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の江別市スポーツ振興審議会条例の規定により任命されている江別市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の江別市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された江別市スポーツ推進審議会の委員とみなす。